

厚生労働科学研究費補助金(長寿科学政策研究事業)
医療および介護レセプトデータ分析による
在宅医療・介護連携推進のための適正な評価指標等の提案のための研究
分担研究報告書(令和5年度)

**管理栄養士、歯科衛生士、薬剤師による居宅療養管理指導に関連する
医療保険上の指導料と居宅療養管理指導以外の居宅・通所サービス項目の把握**

研究分担者 次橋 幸男(奈良県立医科大学 公衆衛生学講座)
研究分担者 中西 康裕(国立保健医療科学院 医療・福祉サービス研究部)
研究分担者 西岡 祐一(奈良県立医科大学 公衆衛生学講座)
研究代表者 赤羽 学(国立保健医療科学院 医療・福祉サービス研究部)

研究要旨

本研究では、医療・介護の突合レセプトデータを用いて多職種による在宅医療・介護連携に係る分析を円滑に実施するために、管理栄養士、歯科衛生士、薬剤師による介護保険上の居宅療養管理指導と関連のある医療保険上の評価(医科、歯科、調剤)及び居宅療養管理指導以外の介護保険サービスを整理した。

居宅療養管理指導(介護予防居宅療養管理指導)と関連のある医療保険上の評価としては、管理栄養士では在宅患者訪問栄養食事指導料、歯科衛生士では訪問歯科衛生指導料、薬剤師では在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料、在宅患者オンライン薬剤管理指導料、在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料が挙げられた。

管理栄養士、歯科衛生士、薬剤師による介護保険サービスや医療保険情報を分析する際には、1) 医療保険上の指導料は同じ名称であっても医科、歯科、調剤レセプトにそれぞれ別の請求コードが付与されていること、2) 居宅療養管理指導以外の介護保険サービス(居宅・通所)については令和3年度(2021年度)に改定された項目が多いこと、3) 介護保険施設入所中であっても、医療保険上の指導料である訪問歯科衛生指導(介護保険施設)や在宅患者訪問薬剤管理指導料(介護老人福祉施設/末期がん)を算定できることに留意すべきである。

A. 研究目的

介護保険における居宅療養管理指導費は、在宅の利用者に対して定期的に訪問して指導等を行った場合の評価であり、医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士等が行う場合が設定されている¹⁾。特に薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士による在宅の利用者へのサービスの多くが介護保険から居宅療養管理指導とし

て提供されている²⁾。一方で、歯科衛生士では医療保険の活用も少なくないことが報告されている²⁾。したがって、在宅医療を支える管理栄養士、歯科衛生士、薬剤師による在宅サービスの全体像を把握するためには、各専門職による実際のサービス提供とレセプト算定状況をふまえて介護保険及び医療保険レセプト双方からの分析が求められる。また、居宅療養管理指導以外にも管理栄養士、歯科衛生士、薬剤師

が居宅や通所で関わる介護保険サービスや介護保険施設に入所中であっても医療保険上で評価される診療及び調剤行為（指導料等）を把握しておくことで、管理栄養士、歯科衛生士、薬剤師が関わる在宅医療・介護連携に関する介護保険及び医療保険レセプトデータ分析を行う際の参考になる。（下図）

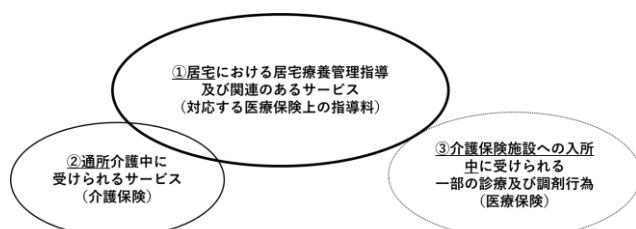


図. 管理栄養士・歯科衛生士・薬剤師による在宅における指導等の全体像

そこで、本研究では在宅患者に対して提供されている管理栄養士、歯科衛生士等、薬剤師による居宅療養管理指導等の介護保険サービスとそれらに関連する医療保険上の指導料等の評価について、各専門職へのインタビュー及び文献検索を行うことで整理した。さらに、管理栄養士、歯科衛生士、薬剤師が提供することができる居宅療養管理指導以外の居宅と通所における介護保険サービスと介護保険施設の入所者に対して提供できる医療保険上の評価（医科、歯科、調剤）についても整理した。

B. 研究方法

1) インタビュー調査

奈良県内において居宅療養管理指導を提供していた薬剤師（調剤薬局、2名）、管理栄養士（診療所、2名）、歯科医師（歯科診療所、1名）及び歯科衛生士（歯科診療所、1名）に対してインタビュー調査を行い、対象者が所属する施設が実際に算定していた居宅療養管理指導費と医療保険上の評価及び居宅療養管理指導費以外の介護保険サービスの項目を抽出した。

2) 文献検索による医療・介護保険サービス項目の整理

インタビューの結果に文献検索を追加する

ことによって、管理栄養士、歯科衛生士、薬剤師による居宅療養管理指導と関連のある医療保険上の評価を整理した。次に、管理栄養士、歯科衛生士、薬剤師が提供可能な介護保険サービスについて、①居宅、②通所、③介護保険施設の3つの場に分けて、主に①②について居宅療養管理指導以外の介護保険サービスの項目を整理した。③については介護保険施設の入所者に対して算定可能な医療保険上の評価を整理した。

文献検索には、中央社会保険医療協議会、社会保障審議会（介護給付費分科会）、社会保障審議会医療部会等の公開資料及び在宅医療・介護連携に関する報酬の解釈³⁾を用いた。医療保険と介護保険サービスについては、令和5年4月時点において算定可能な項目を整理した。

（倫理面への配慮）

本研究は専門職に対するインタビュー調査及び文献検索による介護保険サービスと診療報酬を整理した研究であり、個人に関する情報を取り扱っていない。

C. 研究結果

1) インタビュー調査（インタビュー対象者の施設における算定状況等）

1.1) 管理栄養士

・介護保険（居宅療養管理指導費他）

管理栄養士が在宅患者に算定していた居宅療養管理指導費（管理栄養士居宅療養）のサービス項目としては、大部分が管理栄養士居宅療養Ⅱ1

（当該指定居宅療養管理指導事業所以外の管理栄養士が行った場合、単一建物居住者が1人の場合）と管理栄養士居宅療養Ⅰ3（当該指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が行った場合、単一建物居住者が10人以上の場合）であった。管理栄養士居宅療養Ⅰ3は、主に有料老人ホーム等の居住系施設の入居者に提供されていた。管理栄養士居宅療養は月2回を限度として算定可能であり、

その内訳は月 2 回が約 80%弱、月 1 回が約 20%、2 カ月に 1 回が数%であった。管理栄養士は医師の指示又は介護支援専門員から必要性の検討依頼を受けて医師の指示の元実施されており、管理栄養士側から在宅患者に対する栄養面でのスクリーニングは行われていなかった。他方で居住系施設（有料老人ホーム等）では、施設側から管理栄養士に相談される場合もあった。その場合は口腔・栄養スクリーニング加算を用いてスクリーニングを行い、管理栄養士による居宅療養管理指導につなげていた。また、認知症グループホームでは栄養管理体制加算として入所者全体をカバーする介護報酬が算定されていた。その他、介護保険施設では栄養ケアマネジメント加算（現在は実施されなければ減算）、栄養マネジメント強化加算、経口維持加算Ⅰ・Ⅱ、再入所時栄養連携加算も算定されていた。

・医療保険

2020 年度から在宅患者訪問栄養食事指導料 2 が新設されたことで、診療所に勤務する管理栄養士が他院からの指示を受けられるようになっていた。また、数は非常に少ないが、40 歳未満の難病患者に医療保険を用いた指導（在宅訪問栄養食事指導）も行われていた。

1.2) 歯科衛生士

・介護保険（居宅療養管理指導費他）

調査対象となった施設では、主として歯科衛生士等居宅療養Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ（月 4 回を限度、単一建物居住者が 1 人、2 から 9 人、10 人以上の区分あり）が算定されていた。

有料老人ホームや認知症グループホームの入居者も居宅療養管理指導の対象となるが、依頼を受けた入居者に限って対応していたことから、単一建物居住者が 2 以上 9 人以下の歯科衛生士等居宅療養Ⅱの算定数が多かった。また、介護予防に

よる居宅療養管理指導の対象者はほとんどいなかった。

・医療保険

難病を抱える小児についても訪問歯科診療、訪問歯科衛生指導の対象になることから、医療保険からの訪問歯科衛生指導の算定は少なくなかった。その際、訪問歯科衛生指導料（月 4 回限度、1 回 20 分以上、単一建物居住者の数が 1 人、2 以上 9 人以下、10 名以上の区分あり）が算定されており、歯科衛生士が歯科医師と連携して子供の成長を見守りながら脱落した乳歯の誤嚥を防ぐためにもタイミングよく乳歯を抜歯することも行われていた。

また、病院入院中の患者や介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設や介護医療院）の入所者への訪問歯科衛生指導は医療保険の対象となることから、歯科衛生士による訪問歯科衛生指導の対象者は介護保険施設の入所者が自宅で療養中の患者よりも多かった。介護保険施設の入所者については各施設の入所者の全員にケアを担当している訳ではなかったが、施設側から「この方もどうですか」という形で少しずつ依頼されていった結果、介護老人福祉施設や介護老人保健施設では 1 施設あたり 20 人から 30 人程度に歯科衛生士が訪問歯科衛生指導を提供していた。なお、1 人 20 分以上の訪問歯科衛生指導が求められていることから、介護保険施設では 20 分毎に連続して歯科衛生士によるケアが提供されていた。

1.3) 薬剤師

・介護保険（居宅療養管理指導費他）

介護保険による薬剤師居宅療養管理指導（薬剤師居宅療養）の導入契機としては、医師の指示又は介護支援専門員からの依頼が多かった。薬剤師居宅療養の内訳としては、薬剤師居宅療養Ⅱ 2

（がん末期の患者・中心静脈栄養患者の場合、単一建物居住者が1人の場合）と主に施設（有料老人ホーム等）の入居者に対する薬剤師居宅療養Ⅱ5が多かった。介護予防としての予防薬剤師居宅療養も多くはないが算定されていた。

2021年度には通信情報機器を用いることを想定した薬剤師居宅療養Ⅱ7と予防薬剤師居宅療養Ⅱ7が新設されていたが、調査対象施設では算定できていなかった。その理由としては、対象患者が高齢であり、通信情報機器を活用しにくいことが挙げられていた。また、有料老人ホーム等の居住系施設（単一建物居住者が10人以上）については、インタビューの対象者がサービスを提供していた地域では、都市部にある大手の薬局がまとめて薬剤管理に入ることによって算定されている場合もあるということであった。

・医療保険

調剤薬局では、基本的には調剤報酬が算定されていた。（医療機関が在宅薬剤管理を直接行う場合には医科診療報酬が算定される）なお、調査対象となった調剤薬局では関わる在宅患者のほとんどが介護保険による居薬療養管理指導費の対象であり、医療保険を用いた在宅患者訪問薬剤管理指導料はほとんど算定できていなかった。ただし40歳未満の精神や小児領域の在宅患者については在宅患者訪問薬剤管理指導の対象となるがその数は非常に少なかった。

医療保険（調剤報酬）としては、調査対象となった調剤薬局では計画外の訪問に対する在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料が主な調剤報酬として算定されていた。新型コロナウイルス感染症患者の自宅へ訪問した場合には在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料を算定可能であったことから、コロナ禍以降に一気に算定件数が増えていた。また、在宅患者緊急時等共同指導料も算定可能であるが、緊急的に開催されたカンファレンスの参加

者（訪問看護師等の医療専門職）氏名の把握や薬学的管理以外の協議事項に関する記載が大変であることから算定できていなかった。また、在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料が大きな収入源となっていた。

2) 管理栄養士、薬剤師、歯科衛生士による居宅療養管理指導と関連のある医療保険上の評価

インタビュー調査の結果をもとに、文献検索を行い、管理栄養士、歯科衛生士、薬剤師による居宅療養管理指導と関連のある医療保険上の評価を整理した（表1）。医療保険では、同じ診療・調剤行為名称であっても医科、調剤、歯科診療報酬としてそれぞれ別のコードが付与されていることに留意すべきである。また、介護保険においては居宅療養管理指導と予防居宅療養管理指導は別のサービス種類コード（居宅療養管理指導：31、介護予防居宅療養管理指導：34）とサービス項目コードが付与されていたが、居薬療養管理指導と介護予防居宅療養管理指導に対応する医療保険上の評価は同じであった。居宅療養管理指導（表2）、介護予防居宅療養管理指導（表3）については、介護給付費単位数等サービスコード表を引用した⁴⁾。

3) 居宅（在宅）、通所、介護保険施設の3つの場に注目した医療・介護保険サービス項目の整理

医療・介護保険サービスの居宅及び通所において算定可能な居宅療養管理指導以外の介護保険サービスについて、口腔関連（サービス担当者：歯科衛生士やその他の職種、介護サービス事業所の従業者）（表4）、栄養関連（サービス担当者：管理栄養士、管理栄養士が多職種と共同、介護サービス事業者の従業者）（表5）を整理した。両者に共通する介護保険サービスについては、口腔・栄養共通として各表に重複して記載した⁵⁾。なお、

薬剤師が提供する介護保険サービスは居宅療養管理指導と介護予防居宅療養管理指導のみであった。また、通所サービスにおける口腔・栄養スクリーニング加算や栄養アセスメント加算、居宅サービスにおける栄養管理体制加算（認知症グループホーム）は令和3年度（2021年度）の改定において新設されていた⁵⁾。

介護保険施設における薬剤管理としては、介護老人福祉施設においても、末期がんの患者については医療保険を用いた計画に基づく訪問による薬剤管理指導（訪問薬剤管理指導）が算定可能であった⁶⁾。また、介護保険施設では、医療保険を用いて歯科衛生士による訪問歯科衛生指導を受けることが可能であった⁷⁾。

D. 考察

本研究では、管理栄養士、歯科衛生士、薬剤師による居宅療養管理指導費と関連のある医療保険（医科、歯科、調剤）における評価として、管理栄養士による在宅患者訪問栄養食事指導料、歯科衛生士による訪問歯科衛生指導料（歯科衛生士）、そして薬剤師による在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料、在宅患者オンライン薬剤管理指導料、在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料の項目と診療行為／調剤行為コードを整理した。さらに、居宅療養管理指導以外に居宅と通所介護中に受けられる口腔及び栄養関連の介護保険サービスコードとともに、介護保険入所中であっても薬剤師と歯科衛生士によって医療保険から提供可能な指導料についても整理した。

特に管理栄養士、歯科衛生士、薬剤師による介護保険サービス及び医療保険情報を分析する際には、1) 医療保険上の指導料は、同じ名称であっても医科、歯科、調剤レセプトにそれぞれ別の請求コードが付与されていること、2) 居宅療養管理

指導以外の介護保険サービス（居宅、通所）については、令和3年度（2021年度）に改定された項目が含まれていること、そして3) 介護保険施設入所中であっても、医療保険上の指導料である訪問歯科衛生指導（介護保険施設）や在宅患者訪問薬剤管理指導料（介護老人福祉施設／末期がん）を算定できることに留意すべきである。

E. 結論

本研究の結果より、医療・介護レセプトを活用して管理栄養士、歯科衛生士、薬剤師によるサービス提供状況を分析するために必要な項目が明らかになった。

本研究の成果を用いることで、今後は医療・介護の突合レセプトデータを用いた1) 管理栄養士、歯科衛生士、薬剤師による介護保険・医療保険サービスの地域差の把握、2) 在宅医療を受けている患者（重症度別）に対する管理栄養士、歯科衛生士、薬剤師による介護保険・医療保険サービスの提供状況の把握、3) 歯科衛生士、管理栄養士、薬剤師による介護保険・医療保険サービスを受けている患者における入院や死亡イベント等の発生割合の分析が可能になる。

参考文献

- 1). 厚生省老人保健福祉局企画課長通知. 平成12年3月1日 老企第36号 第2の6. 居宅療養管理指導費. URL : <https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou-files/documents/2000/12632/shiteikyotaku2.PDF> (閲覧日 令和6年4月5日)
- 2). 中央社会保険医療協議会 総会（第557回）. 在宅（その2）について. p104. URL : mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000212500_00213.html (閲覧日 令和6年4月5日)

- 3). 社会保険研究所（2023）．在宅医療・介護連携 報酬の解釈（令和5年度4月版）．社会保険研究所．
- 4). 介護給付費単位数等サービスコード表（令和5年4月施行版）．URL：
<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou/detail?gno=19129&ct=020050010>（閲覧日 令和6年4月5日）
- 5). 第224回社会保障審議会介護給付費分科会（web会議）【資料3】口腔・栄養 p4-5.
 URL：
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_35162.html（閲覧日 令和6年4月5日）
- 6). 令和6年度の同時報酬改定に向けた意見交換会（第2回）資料（令和5年4月19日）高齢者施設・障害者施設等における医療 参考資料 p67. URL：
<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001132761.pdf>（閲覧日 令和6年5月5日）
- 7). 社会保障審議会 介護給付費分科会（第232回）（令和5年11月27日）口腔・栄養（改訂の方向性）p40. URL：
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001171213.pdf>（閲覧日 令和6年4月5日）

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表
なし
2. 学会発表
なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得
なし
2. 実用新案登録
なし
3. その他
なし

表1. (介護予防を含む) 居宅療養管理指導に対応する医療保険サービスの対応表

介護保険サービス				医療保険		
サービス種類	サービス項目	サービス種類コード	サービス項目コード	医療保険上の診療・調剤行為名称	区分番号	診療・調剤行為コード
居宅療養管理指導	薬剤師居宅療養ⅠⅠ～ⅡⅦ	31	1221, 1222, 1223, 1224, 1225, 1226, 1244, 1245, 1246, 1247, 1248, 1249, 1251, 1252, 1253, 1254, 1255, 1256, ※1257 (※ⅡⅦ情報通信機器を用いて行う場合)	在宅患者訪問薬剤管理指導料 (以下は調剤報酬のみ) 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 在宅患者オンライン薬剤管理指導料 在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料	医科：C008-00 調剤：なし 歯科：C003-00	医科：114044710, 114044810, 114044910, 114009070, 114045070, ※114007810, ※114015110 (※2018年3月廃止) 調剤：440005710, 440005810, 440005910, 440014010, †440009710 †440009810, †440014110 (†緊急訪問／オンライン薬剤管理指導) 歯科：303002410, 303002510, 303008510
	管理栄養士居宅療養ⅠⅠ～ⅡⅢ	31	1131, 1132, 1133, †1134, †1135, †1136 (†当該指定居宅療養管理事業所以外の管理栄養士による)	在宅患者訪問栄養食事指導料	医科：C009-00	医科：114045110, 114045210, 114045310, 114049510, 114049610, 114049710, ※114007910, ※114015210 (※2018年3月廃止)
	歯科衛生士居宅療養Ⅰ～Ⅲ	31	1241, 1243, 1250	訪問歯科衛生指導料	歯科：C001-00	歯科：303007310, 303007410, 303007510,
介護予防居宅療養管理指導	予防薬剤師居宅療養ⅠⅠ～ⅡⅦ	34	1221, 1222, 1223, 1224, 1225, 1226, 1251, 1252, 1253, 1254, 1255, 1256, 1271, 1272, 1273, 1274, 1275, 1276, ※1257 (※ⅡⅦ情報通信機器を用いて行う場合)	在宅患者訪問薬剤管理指導料 (以下は調剤報酬のみ) 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 在宅患者オンライン薬剤管理指導料 在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料	医科：C008-00 調剤：なし 歯科：C003-00	医科：114044710, 114044810, 114044910, 114009070, 114045070, ※114007810, ※114015110 (※2018年3月廃止) 調剤：440005710, 440005810, 440005910, 440014010, †440009710 †440009810, †440014110 (†緊急訪問／オンライン薬剤管理指導) 歯科：303002410, 303002510, 303008510
	予防管理栄養士居宅療養ⅠⅠ～ⅡⅢ	34	1131, 1132, 1133, †1134, †1135, †1136 (†当該指定居宅療養管理事業所以外の管理栄養士による)	在宅患者訪問栄養食事指導料	医科：C009-00	医科：114045110, 114045210, 114045310, 114049510, 114049610, 114049710, ※114007910, ※114015210 (※2018年3月廃止)
	予防歯科衛生士居宅療養Ⅰ～Ⅲ	34	1241, 1242, 1243	訪問歯科衛生指導料	歯科：C001-00	歯科：303007310, 303007410, 303007510,

参照：① KM200401 (令和2年4月1日) 介護給付費単位数表標準マスター (2015年以降にActiveなデータ) ② (下線) 【令和3年度介護報酬改定項目】

表2. 居宅療養管理指導サービスコード表（令和5年4月施行版）⁴⁾

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
種類	項目						
31	1111	医師居宅療養管理指導Ⅰ	イ 医師が行う場合 (月2回限度)	①居宅療養管理指導費Ⅰ (2)以外	(一) 単一建物居住者が1人の場合 514 単位	514	1回につき
31	1113	医師居宅療養管理指導Ⅱ			(二) 単一建物居住者が2人以上9人以下の場合 486 単位	486	
31	1115	医師居宅療養管理指導Ⅲ			(三) (一) 及び (二) 以外の場合 445 単位	445	
31	1112	医師居宅療養管理指導Ⅱ		②居宅療養管理指導費Ⅱ(在宅時 医学総合管理料等を算定する場合)	(一) 単一建物居住者が1人の場合 298 単位	298	
31	1114	医師居宅療養管理指導Ⅱ			(二) 単一建物居住者が2人以上9人以下の場合 286 単位	286	
31	1116	医師居宅療養管理指導Ⅲ			(三) (一) 及び (二) 以外の場合 259 単位	259	
31	2111	歯科医師居宅療養管理指導Ⅰ	ロ 歯科医師が行う場合 (月2回限度)	①単一建物居住者が1人の場合	516 単位	516	
31	2112	歯科医師居宅療養管理指導Ⅱ		②単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	486 単位	486	
31	2113	歯科医師居宅療養管理指導Ⅲ		(三) (一) 及び (二) 以外の場合	440 単位	440	
31	1221	薬剤師居宅療養Ⅰ	ハ 薬剤師が行う場合	①医療機関 の薬剤師の 場合(月2回 限度)	(一) 単一建物居住者が1人の場合 565 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	565
31	1222	薬剤師居宅療養Ⅰ・特薬			(二) 単一建物居住者が2人以上9人以下の場合 416 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	665
31	1251	薬剤師居宅療養Ⅱ			(三) (一) 及び (二) 以外の場合 379 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	416
31	1252	薬剤師居宅療養Ⅱ・特薬		②薬局の薬 剤師の場合	(一) 単一建物居住者が1人の場合 517 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	516
31	1244	薬剤師居宅療養Ⅲ			(二) 単一建物居住者が2人以上9人以下の場合 (月4回限度)	特別な薬剤の場合 + 100 単位	617
31	1245	薬剤師居宅療養Ⅲ・特薬			(三) (一) 及び (二) 以外の場合 (月4回限度)	特別な薬剤の場合 + 100 単位	517
31	1223	薬剤師居宅療養ⅡⅠ		(一) 単一建物居住者が1人の場合 378 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	617	
31	1224	薬剤師居宅療養ⅡⅠ・特薬			(二) 単一建物居住者が2人以上9人以下の場合 (月4回限度)	特別な薬剤の場合 + 100 単位	378
31	1255	薬剤師居宅療養ⅡⅡ			(三) (一) 及び (二) 以外の場合 (月4回限度)	特別な薬剤の場合 + 100 単位	478
31	1256	薬剤師居宅療養ⅡⅡ・特薬		(一) 単一建物居住者が1人の場合 341 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	478	
31	1225	薬剤師居宅療養ⅡⅢ			(二) 単一建物居住者が2人以上9人以下の場合 (月4回限度)	特別な薬剤の場合 + 100 単位	341
31	1226	薬剤師居宅療養ⅡⅢ・特薬			(三) (一) 及び (二) 以外の場合 (月4回限度)	特別な薬剤の場合 + 100 単位	441
31	1253	薬剤師居宅療養ⅡⅣ		(一) 単一建物居住者が1人の場合 544 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	441	
31	1254	薬剤師居宅療養ⅡⅣ・特薬			(二) 単一建物居住者が2人以上9人以下の場合 (月4回限度)	特別な薬剤の場合 + 100 単位	544
31	1246	薬剤師居宅療養ⅡⅤ			(三) (一) 及び (二) 以外の場合 (月4回限度)	特別な薬剤の場合 + 100 単位	486
31	1247	薬剤師居宅療養ⅡⅤ・特薬		④ 情報通信機器を用いて行う場合(月1回限度)	(一) 単一建物居住者が1人の場合 454 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	486
31	1248	薬剤師居宅療養ⅡⅥ			(二) 単一建物居住者が2人以上9人以下の場合 443 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	524
31	1249	薬剤師居宅療養ⅡⅥ・特薬			(三) (一) 及び (二) 以外の場合 423 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	466
31	1257	薬剤師居宅療養ⅡⅦ		(一) 単一建物居住者が1人の場合 423 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	466	
31	1131	管理栄養士居宅療養Ⅰ	ニ 管理栄養士が行う場合(月2回限度)	①当該指定居宅療養管理指導事業 所の管理栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者が1人の場合 544 単位	544	
31	1132	管理栄養士居宅療養Ⅱ			(二) 単一建物居住者が2人以上9人以下の場合 486 単位	486	
31	1133	管理栄養士居宅療養Ⅲ			(三) (一) 及び (二) 以外の場合 443 単位	443	
31	1134	管理栄養士居宅療養ⅡⅠ	②当該指定居宅療養管理指導事業 所以外の管理栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者が1人の場合 524 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	524	
31	1135	管理栄養士居宅療養ⅡⅡ			(二) 単一建物居住者が2人以上9人以下の場合 466 単位	466	
31	1136	管理栄養士居宅療養ⅡⅢ			(三) (一) 及び (二) 以外の場合 423 単位	423	
31	1241	歯科衛生士等居宅療養Ⅰ	ホ 歯科衛生士等が行う場合(月4回限度)	①単一建物居住者が1人の場合	361 単位	361	
31	1243	歯科衛生士等居宅療養Ⅱ		②単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	325 単位	325	
31	1250	歯科衛生士等居宅療養Ⅲ		(三) (一) 及び (二) 以外の場合	294 単位	294	
31	8000	特別地域居宅療養管理指導加算	特別地域居宅療養管理指導加算	所定単位数の 15% 加算			
31	8100	居宅療養小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算			
31	8110	居宅療養中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算			

表3. 介護予防居宅療養管理指導サービスコード表（令和5年4月施行版）⁴⁾

サービスコード		サービス内容略称	護	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
34	1111	予防医師居宅療養Ⅰ	イ 医師が行う場合 (月2回限度)	①介護予防居宅療養管理指導費Ⅰ (2)以外	(一) 単一建物居住者が1人の場合	514 単位	514	
34	1113	予防医師居宅療養Ⅱ			(二) 単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	486 単位	486	
34	1115	予防医師居宅療養Ⅲ			(三) (一) 及び (二) 以外の場合	445 単位	445	
34	1112	予防医師居宅療養ⅡⅠ			(二) 介護予防居宅療養管理指導費Ⅱ (在宅時医学総合管理料等を算定する場合)	(一) 単一建物居住者が1人の場合	298 単位	298
34	1114	予防医師居宅療養ⅡⅡ				(二) 単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	286 単位	286
34	1116	予防医師居宅療養ⅡⅢ				(三) (一) 及び (二) 以外の場合	259 単位	259
34	2111	予防歯科医師居宅療養Ⅰ	ロ 歯科医師が行う場合 (月2回限度)	① 単一建物居住者が1人の場合		516 単位	516	
34	2112	予防歯科医師居宅療養Ⅱ			② 単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	486 単位	486	
34	2113	予防歯科医師居宅療養Ⅲ		(三) (一) 及び (二) 以外の場合	440 単位	440		
34	1221	予防薬剤師居宅療養Ⅰ	ハ 薬剤師が行う場合	①医療機関 の薬剤師の 場合(月2回 限度)	(一) 単一建物居住者が1人の場合 565 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	565	
34	1222	予防薬剤師居宅療養Ⅰ・特薬					(二) 単一建物居住者が2人以上9人以下の場合 416 単位	665
34	1251	予防薬剤師居宅療養Ⅱ					(三) (一) 及び (二) 以外の場合 379 単位	416
34	1252	予防薬剤師居宅療養Ⅱ・特薬		②薬局の薬 剤師の場合	(一) 単一建物居住者が1人の場合 517 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	516	
34	1271	予防薬剤師居宅療養Ⅲ					特別な薬剤の場合 + 100 単位	379
34	1272	予防薬剤師居宅療養Ⅲ・特薬					特別な薬剤の場合 + 100 単位	479
34	1223	予防薬剤師居宅療養ⅡⅠ					特別な薬剤の場合 + 100 単位	517
34	1224	予防薬剤師居宅療養ⅡⅠ・特薬					特別な薬剤の場合 + 100 単位	617
34	1255	予防薬剤師居宅療養ⅡⅡ					特別な薬剤の場合 + 100 単位	517
34	1256	予防薬剤師居宅療養ⅡⅡ・特薬					特別な薬剤の場合 + 100 単位	617
34	1225	予防薬剤師居宅療養ⅡⅢ					特別な薬剤の場合 + 100 単位	378
34	1226	予防薬剤師居宅療養ⅡⅢ・特薬					特別な薬剤の場合 + 100 単位	478
34	1253	予防薬剤師居宅療養ⅡⅣ					特別な薬剤の場合 + 100 単位	378
34	1254	予防薬剤師居宅療養ⅡⅣ・特薬					特別な薬剤の場合 + 100 単位	478
34	1273	予防薬剤師居宅療養ⅡⅤ					特別な薬剤の場合 + 100 単位	341
34	1274	予防薬剤師居宅療養ⅡⅤ・特薬					特別な薬剤の場合 + 100 単位	441
34	1275	予防薬剤師居宅療養ⅡⅥ					特別な薬剤の場合 + 100 単位	341
34	1276	予防薬剤師居宅療養ⅡⅥ・特薬					特別な薬剤の場合 + 100 単位	441
34	1257	予防薬剤師居宅療養ⅡⅦ					(四) 情報通信機器を用いて行う場合(月1回限度)	45 単位
34	1131	予防管理栄養士居宅療養Ⅰ	ニ 管理栄養士が行う 場合(月2回限度)	①当該指定居宅療養管理指導事業 所の管理栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者が1人の場合	544 単位	544	
34	1132	予防管理栄養士居宅療養Ⅱ			(二) 単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	486 単位	486	
34	1133	予防管理栄養士居宅療養Ⅲ			(三) (一) 及び (二) 以外の場合	443 単位	443	
34	1134	予防管理栄養士居宅療養ⅡⅠ	②当該指定居宅療養管理指導事業 所以外の管理栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者が1人の場合		524 単位	524	
34	1135	予防管理栄養士居宅療養ⅡⅡ			(二) 単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	466 単位	466	
34	1136	予防管理栄養士居宅療養ⅡⅢ			(三) (一) 及び (二) 以外の場合	423 単位	423	
34	1241	予防歯科衛生士等居宅療養Ⅰ	ホ 歯科衛生士等が行 う場合(月4回限度)	① 単一建物居住者が1人の場合		361 単位	361	
34	1242	予防歯科衛生士等居宅療養Ⅱ			② 単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	325 単位	325	
34	1243	予防歯科衛生士等居宅療養Ⅲ			(三) (一) 及び (二) 以外の場合	294 単位	294	
34	8000	予防特別地域居宅療養管理指導加算	特別地域介護予防居宅療養管理指導加算	所定単位数の 15%	加算			
34	8100	予防居宅療養小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%	加算			
34	8110	予防居宅療養中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%	加算			

表 4. 居宅療養管理指導以外の介護保険サービスコード表【口腔関連】（引用文献 5 をもとに作成）

口腔／栄養	サービス提供の場	サービス担当者	サービス項目	サービス内容略称	点数	サービス 種類コード	サービス 項目コード
口腔・栄養共通	居宅	介護サービス事業所の従業者	口腔・栄養スクリーニング加算【6月に1回を限度】	特定施設口腔栄養スクリーニング加算	20	33	6201
口腔・栄養共通	居宅	介護サービス事業所の従業者	口腔・栄養スクリーニング加算【6月に1回を限度】	予防特定施設口腔栄養スクリーニング加算	20	35	6201
口腔・栄養共通	居宅	介護サービス事業所の従業者	口腔・栄養スクリーニング加算【6月に1回を限度】	地域特定施設口腔栄養スクリーニング加算	20	36	6201
口腔・栄養共通	居宅	介護サービス事業所の従業者	口腔・栄養スクリーニング加算【6月に1回を限度】	予認知症対応型口腔栄養スクリーニング加算	20	37	6201
口腔・栄養共通	居宅	介護サービス事業所の従業者	口腔・栄養スクリーニング加算【6月に1回を限度】	小多機能型口腔栄養スクリーニング加算	20	73	6201
口腔・栄養共通	居宅	介護サービス事業所の従業者	口腔・栄養スクリーニング加算【6月に1回を限度】	予小多機能口腔栄養スクリーニング加算	20	75	6201
口腔	居宅	歯科医師、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士→介護職員	口腔衛生管理体制加算	認知症対応型口腔衛生管理体制加算	30	32	6122
口腔	居宅	歯科医師、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士→介護職員	口腔衛生管理体制加算	特定施設口腔衛生管理体制加算	30	33	6122
口腔	居宅	歯科医師、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士→介護職員	口腔衛生管理体制加算	予防特定施設口腔衛生管理体制加算	30	35	6122
口腔	居宅	歯科医師、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士→介護職員	口腔衛生管理体制加算	地域特定施設口腔衛生管理体制加算	30	36	6122
口腔	居宅	歯科医師、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士→介護職員	口腔衛生管理体制加算	予認知症対応型口腔衛生管理体制加算	30	37	6122
口腔・栄養共通	通所	介護サービス事業所の従業者	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ・Ⅱ【6月に1回を限度】	通所介護口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	20	15	6202
口腔・栄養共通	通所	介護サービス事業所の従業者	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ・Ⅱ【6月に1回を限度】	通所介護口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ	5	15	6201
口腔・栄養共通	通所	介護サービス事業所の従業者	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ・Ⅱ【6月に1回を限度】	通所リハ口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	20	16	6202
口腔・栄養共通	通所	介護サービス事業所の従業者	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ・Ⅱ【6月に1回を限度】	通所リハ口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ	5	16	6201
口腔・栄養共通	通所	介護サービス事業所の従業者	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ・Ⅱ【6月に1回を限度】	認知症対応型口腔栄養スクリーニング加算	20	32	6201
口腔・栄養共通	通所	介護サービス事業所の従業者	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ・Ⅱ【6月に1回を限度】	予防通所リハ口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	20	66	6202
口腔・栄養共通	通所	介護サービス事業所の従業者	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ・Ⅱ【6月に1回を限度】	予防通所リハ口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ	5	66	6201
口腔・栄養共通	通所	介護サービス事業所の従業者	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ・Ⅱ【6月に1回を限度】	認知通所介護口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	20	72	6202
口腔・栄養共通	通所	介護サービス事業所の従業者	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ・Ⅱ【6月に1回を限度】	認知通所介護口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ	5	72	6201
口腔・栄養共通	通所	介護サービス事業所の従業者	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ・Ⅱ【6月に1回を限度】	予認知通所介護口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	20	74	6202
口腔・栄養共通	通所	介護サービス事業所の従業者	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ・Ⅱ【6月に1回を限度】	予認知通所介護口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ	5	74	6201
口腔・栄養共通	通所	介護サービス事業所の従業者	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ・Ⅱ【6月に1回を限度】	看護小規模口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	20	77	6202
口腔・栄養共通	通所	介護サービス事業所の従業者	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ・Ⅱ【6月に1回を限度】	看護小規模口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ	5	77	6201
口腔・栄養共通	通所	介護サービス事業所の従業者	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ・Ⅱ【6月に1回を限度】	地域通所介護口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	20	78	6202
口腔・栄養共通	通所	介護サービス事業所の従業者	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ・Ⅱ【6月に1回を限度】	地域通所介護口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ	5	78	6201
口腔	通所	歯科衛生士、看護師、言語聴覚士	口腔機能向上加算【Ⅱ：LIFE】	通所介護口腔機能向上加算Ⅰ	150	15	5606
口腔	通所	歯科衛生士、看護師、言語聴覚士	口腔機能向上加算【Ⅱ：LIFE】	通所介護口腔機能向上加算Ⅱ	160	15	5608
口腔	通所	歯科衛生士、看護師、言語聴覚士	口腔機能向上加算【Ⅱ：LIFE】	通所リハ口腔機能向上加算Ⅰ	150	16	5606
口腔	通所	歯科衛生士、看護師、言語聴覚士	口腔機能向上加算【Ⅱ：LIFE】	通所リハ口腔機能向上加算Ⅱ	160	16	5626
口腔	通所	歯科衛生士、看護師、言語聴覚士	口腔機能向上加算【Ⅱ：LIFE】	予防外部通所リハ口腔機能加算	135	35	1823
口腔	通所	歯科衛生士、看護師、言語聴覚士	口腔機能向上加算【Ⅱ：LIFE】	予外認通所介護口腔機能向上加算	135	35	2143
口腔	通所	歯科衛生士、看護師、言語聴覚士	口腔機能向上加算【Ⅱ：LIFE】	予防外部通所サービス口腔機能加算	135	35	2324
口腔	通所	歯科衛生士、看護師、言語聴覚士	口腔機能向上加算【Ⅱ：LIFE】	予防通所リハ口腔機能向上加算Ⅰ	150	66	5004
口腔	通所	歯科衛生士、看護師、言語聴覚士	口腔機能向上加算【Ⅱ：LIFE】	予防通所リハ口腔機能向上加算Ⅱ	160	66	5010
口腔	通所	歯科衛生士、看護師、言語聴覚士	口腔機能向上加算【Ⅱ：LIFE】	認知通所介護口腔機能向上加算Ⅰ	150	72	5607
口腔	通所	歯科衛生士、看護師、言語聴覚士	口腔機能向上加算【Ⅱ：LIFE】	認知通所介護口腔機能向上加算Ⅱ	160	72	5608
口腔	通所	歯科衛生士、看護師、言語聴覚士	口腔機能向上加算【Ⅱ：LIFE】	予認知通所介護口腔機能向上加算Ⅰ	150	74	5607
口腔	通所	歯科衛生士、看護師、言語聴覚士	口腔機能向上加算【Ⅱ：LIFE】	予認知通所介護口腔機能向上加算Ⅱ	160	74	5608
口腔	通所	歯科衛生士、看護師、言語聴覚士	口腔機能向上加算【Ⅱ：LIFE】	看護小規模口腔機能向上加算Ⅰ	150	77	5600
口腔	通所	歯科衛生士、看護師、言語聴覚士	口腔機能向上加算【Ⅱ：LIFE】	看護小規模口腔機能向上加算Ⅱ	160	77	5606
口腔	通所	歯科衛生士、看護師、言語聴覚士	口腔機能向上加算【Ⅱ：LIFE】	地域通所介護口腔機能向上加算Ⅰ	150	78	5606
口腔	通所	歯科衛生士、看護師、言語聴覚士	口腔機能向上加算【Ⅱ：LIFE】	地域通所介護口腔機能向上加算Ⅱ	160	78	5608

参照：介護保険事務処理システム変更に係る参考資料（確定版）（令和5年3月30日事務連絡）

表5. 居宅療養管理指導以外の介護保険サービスコード表【栄養関連】(引用文献5をもとに作成)

口腔／栄養	サービス提供の場	サービス担当者	サービス項目	サービス内容略称	点数	サービス 種類コード	サービス 項目コード
口腔・栄養共通	居宅	介護サービス事業所の従業者	口腔・栄養スクリーニング加算【6月に1回を限度】	特定施設口腔栄養スクリーニング加算	20	33	6201
口腔・栄養共通	居宅	介護サービス事業所の従業者	口腔・栄養スクリーニング加算【6月に1回を限度】	予防特定施設口腔栄養スクリーニング加算	20	35	6201
口腔・栄養共通	居宅	介護サービス事業所の従業者	口腔・栄養スクリーニング加算【6月に1回を限度】	地域特定施設口腔栄養スクリーニング加算	20	36	6201
口腔・栄養共通	居宅	介護サービス事業所の従業者	口腔・栄養スクリーニング加算【6月に1回を限度】	予認知症対応型口腔栄養スクリーニング加算	20	37	6201
口腔・栄養共通	居宅	介護サービス事業所の従業者	口腔・栄養スクリーニング加算【6月に1回を限度】	小多機能型口腔栄養スクリーニング加算	20	73	6201
口腔・栄養共通	居宅	介護サービス事業所の従業者	口腔・栄養スクリーニング加算【6月に1回を限度】	予小多機能口腔栄養スクリーニング加算	20	75	6201
栄養	居宅	管理栄養士 ー 介護職員	栄養管理体制加算【認知症GHのみ】	認知症対応型栄養管理体制加算	30	32	6200
栄養	居宅	管理栄養士 ー 介護職員	栄養管理体制加算【認知症GHのみ】	予認知症対応型栄養管理体制加算	30	37	6200
口腔・栄養共通	通所	介護サービス事業所の従業者	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ・Ⅱ【6月に1回を限度】	通所介護口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	20	15	6202
口腔・栄養共通	通所	介護サービス事業所の従業者	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ・Ⅱ【6月に1回を限度】	通所介護口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ	5	15	6201
口腔・栄養共通	通所	介護サービス事業所の従業者	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ・Ⅱ【6月に1回を限度】	通所リハ口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	20	16	6202
口腔・栄養共通	通所	介護サービス事業所の従業者	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ・Ⅱ【6月に1回を限度】	通所リハ口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ	5	16	6201
口腔・栄養共通	通所	介護サービス事業所の従業者	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ・Ⅱ【6月に1回を限度】	認知症対応型口腔栄養スクリーニング加算	20	32	6201
口腔・栄養共通	通所	介護サービス事業所の従業者	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ・Ⅱ【6月に1回を限度】	予防通所リハ口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	20	66	6202
口腔・栄養共通	通所	介護サービス事業所の従業者	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ・Ⅱ【6月に1回を限度】	予防通所リハ口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ	5	66	6201
口腔・栄養共通	通所	介護サービス事業所の従業者	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ・Ⅱ【6月に1回を限度】	認知通所介護口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	20	72	6202
口腔・栄養共通	通所	介護サービス事業所の従業者	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ・Ⅱ【6月に1回を限度】	認知通所介護口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ	5	72	6201
口腔・栄養共通	通所	介護サービス事業所の従業者	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ・Ⅱ【6月に1回を限度】	予認通所介護口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	20	74	6202
口腔・栄養共通	通所	介護サービス事業所の従業者	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ・Ⅱ【6月に1回を限度】	予認通所介護口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ	5	74	6201
口腔・栄養共通	通所	介護サービス事業所の従業者	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ・Ⅱ【6月に1回を限度】	看護小規模口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	20	77	6202
口腔・栄養共通	通所	介護サービス事業所の従業者	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ・Ⅱ【6月に1回を限度】	看護小規模口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ	5	77	6201
口腔・栄養共通	通所	介護サービス事業所の従業者	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ・Ⅱ【6月に1回を限度】	地域通所介護口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	20	78	6202
口腔・栄養共通	通所	介護サービス事業所の従業者	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ・Ⅱ【6月に1回を限度】	地域通所介護口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ	5	78	6201
栄養	通所	管理栄養士が多職種と共同	栄養アセスメント加算	通所介護栄養アセスメント加算	50	15	6116
栄養	通所	管理栄養士が多職種と共同	栄養アセスメント加算	通所リハ栄養アセスメント加算	50	16	6116
栄養	通所	管理栄養士が多職種と共同	栄養アセスメント加算	予防通所リハ栄養アセスメント加算	50	66	6116
栄養	通所	管理栄養士が多職種と共同	栄養アセスメント加算	認知通所介護栄養アセスメント加算	50	72	6116
栄養	通所	管理栄養士が多職種と共同	栄養アセスメント加算	予認通所介護栄養アセスメント加算	50	74	6116
栄養	通所	管理栄養士が多職種と共同	栄養アセスメント加算	看護小規模栄養アセスメント加算	50	77	6116
栄養	通所	管理栄養士が多職種と共同	栄養アセスメント加算	地域通所介護栄養アセスメント加算	50	78	6116
栄養	通所	管理栄養士が中心となり多職種と共同して栄養ケア計画を作成	栄養改善加算	通所介護栄養改善加算	200	15	5605
栄養	通所	管理栄養士が中心となり多職種と共同して栄養ケア計画を作成	栄養改善加算	通所リハ栄養改善加算	200	16	5605
栄養	通所	管理栄養士が中心となり多職種と共同して栄養ケア計画を作成	栄養改善加算	予防外部通所リハ栄養改善加算	180	35	1822
栄養	通所	管理栄養士が中心となり多職種と共同して栄養ケア計画を作成	栄養改善加算	予外認通介栄養改善加算	180	35	2142
栄養	通所	管理栄養士が中心となり多職種と共同して栄養ケア計画を作成	栄養改善加算	予防外部通所サービス栄養改善加算	135	35	2323
栄養	通所	管理栄養士が中心となり多職種と共同して栄養ケア計画を作成	栄養改善加算	予防通所リハ栄養改善加算	200	66	5003
栄養	通所	管理栄養士が中心となり多職種と共同して栄養ケア計画を作成	栄養改善加算	認知通所介護栄養改善加算	200	72	5606
栄養	通所	管理栄養士が中心となり多職種と共同して栄養ケア計画を作成	栄養改善加算	予認通所介護栄養改善加算	200	74	5606
栄養	通所	管理栄養士が中心となり多職種と共同して栄養ケア計画を作成	栄養改善加算	看護小規模栄養改善加算	200	77	5605
栄養	通所	管理栄養士が中心となり多職種と共同して栄養ケア計画を作成	栄養改善加算	地域通所介護栄養改善加算	200	78	5605

参照：介護保険事務処理システム変更に係る参考資料（確定版）（令和5年3月30日事務連絡）